

# 令和 8 年度 大多喜町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和 8 年 8 月 1 日策定

## 1 目的

大多喜町は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定により、障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、令和 8 年度の方針を定める。

## 2 適用範囲

この調達方針は、本町のすべての行政組織が発注可能な物品等に適用する。

## 3 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針において調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項各号に定める施設とする。

## 4 調達方針の担当部署

この調達方針の担当部署は、健康福祉課とする。

## 5 調達する物品等及び目標

物品及び役務の種別毎に、調達実績額が前年度を上回ることを目標とする。

## 6 調達の推進方法

- (1) 物品、役務の契約に当たっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約を活用する。
- (2) 障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集に努め、各機関に対してその情報を提供する。

## 7 調達の方針及び調達実績の公表

調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、調達の実績概要を公表する。